

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

初めに、1、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第6号及び議案第13号の以上3件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費のうちの、いじめ防止対策推進基金積立金につきましては、いじめ防止対策推進基金への寄附金の増により積立金の額が当初予算を上回ることから2千万円を補正しようとするもので、財源は全額寄附金でございます。

以上が、いじめ防止対策推進部所管の令和7年度一般会計補正予算の内容となります。

どうぞよろしく願いいたします。

○向井子育て支援部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。補正予算書の24ページを御覧ください。

まず初めに、過年度に国及び道から受領した負担金、補助金が超過交付となっていたこと等による償還金のみ補正予算につきましては、事業ごとの御説明は省略をさせていただきますが、合計11事業で、補正額が合計1億1千404万4千円、財源は全額一般財源となっております。

次に、償還金以外の事業でございますが、3款2項1目のうち、右側説明欄の上から4つ目、保育所等給食原材料費支援費でございます。本事業は、物価高騰対策として市内保育施設等の給食原材料費の負担を軽減するため、定員1人当たり5千円を支給しようとするもので、補正額は3千475万円で、財源は全額国庫支出金となっております。

次に、その下になりますが、特別支援保育事業補助金でございます。特別支援保育事業を利用する児童が増加したことに伴い、補助金に係る予算が不足する見込みであることから1千620万2千円を補正しようとするもので、財源は繰入金1千420万3千円、一般財源が199万9千円となっております。

次に、その2つ下になりますが、保育体制充実費でございます。本事業につきましては、保育士等の加配に係る補助対象施設が増加したことに伴い、補助金に係る予算が不足する見込みであること及び国等への償還金と合わせて3千520万7千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が297万9千円、道支出金が166万8千円、繰入金1千971万1千円、一般財源が1千84万9千円となっております。

次に、その4つ下になりますが、新規事業の地域型保育事業物価高騰対策支援事業費でございます。本事業は光熱費等の物価上昇の影響を受けていながら、北海道が実施を予定する医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（児童福祉施設等分）の対象となっていない地域型保育事業を行う事業者に対し必要な経費を支援することで、事業者の経済的負担を軽減しようとするものでございます。定員1人当たり1万2千円を支給するため、合計345万6千円を補正しようとするもので、

財源は全額国庫支出金となっております。

次に、その下ですが、こちらも新規事業の子育て施設等物価高騰対策費でございます。本事業は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業を行う事業者に対し、必要な経費を支援することで物品購入等の負担軽減を図ろうとするものでございます。補助額は、民間の事業者が運営する放課後児童クラブについては5万円を、それ以外の事業を実施する事業者については2万5千円を上限として495万円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金、道支出金、一般財源がそれぞれ165万円となっております。

次に、その下ですが、新規事業の児童送迎用幼稚園バス等支援費でございます。本事業は児童送迎用車両の安全な運行を確保するために必要な定期点検等に係る費用が物価高騰の影響により上昇していることから、当該車両を保有、運行する事業者に対し支援金を支給することで、児童の安全で安心な施設利用環境を確保するとともに、事業者の経済的負担を軽減しようとするものでございます。児童送迎用車両1台につき10万円を支給するため600万円を補正しようとするものでございます。

次に、25ページを御覧ください。2目児童措置費になりますが、上から3つ目の子どものための教育・保育給付費でございます。本事業につきましては、国の公定価格の単価改定等に伴い、扶助費に係る予算が不足する見込みであること及び国等への償還金と合わせて9億484万3千円を補正しようとするもので、財源は国庫支出金が5億3千233万円、道支出金が1億7千434万7千円、分担金及び負担金が419万7千円、一般財源が1億9千396万9千円となっております。

次に、3目児童福祉施設費の上から2つ目、愛育センター管理費でございます。愛育センターの暖房等に使用している重油燃料の使用量が想定を上回り、燃料費が不足する見込みであることから、20万4千円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、26ページでございます。4款1項1目の上から3つ目、医療費給付費でございます。小児慢性特定疾病医療費助成の申請に必要な医療意見書の作成に係る医療機関の文書料が改定になったことから、当該費用に対する補助金が不足する見込みであること及び国等への償還金と合わせて477万円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、ページを戻りまして繰越明許費補正（追加分）、4ページでございます。中ほどになりますが、3款2項の5事業につきましては、上の4つが先ほど御説明をいたしました物価高騰対策となっております。児童センター補修費は、児童センターのLED改修にかかる補修費でございますが、こちら5つの事業につきましては、事業が年度内に完了しない見込みであることから、合わせて6千418万2千円を令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

続きまして、6ページでございますが、債務負担行為補正（追加分）でございます。第3表になりますけれども、下から3つ目の放課後児童クラブ医療的ケア児受入に係る看護師派遣業務委託料でございます。こちらは、令和7年度から令和8年度までの2年間で債務負担行為限度額を240万円として設定をしようとするものでございます。

続きまして、議案第6号、令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算でございます。

補正予算書の50ページを御覧ください。1款1項1目母子福祉資金等貸付事業費でございます。

貸付申請が当初の見込みを上回り、予算が不足する見込みであることから、歳入、歳出ともに230万円を補正しようとするものでございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

**○坂本学校教育部長** 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の30ページを御覧ください。1目学校管理費、給食施設整備費、補正額1千508万8千円については、東町小学校の給食室の冷房設備改修工事及び江丹別小学校の給食室の冷房設備設置工事を実施するものです。

次に、その下の富沢ふれあいの家管理費、補正額54万6千円、その2つ下になります3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額7千73万8千円、同じページの下から3番目になります3項中学校費3目維持修繕費、学校施設管理費、補正額3千432万9千円、また、32ページの一番下になります6項保健体育費2目学校給食共同調理所費、東旭川学校給食センター管理費、補正額432万2千円については、燃料費や光熱水費の単価高騰により予算額に不足が生じる見込みのため、予算を補正しようとするものです。

次に、30ページに戻ります。上から5番目の特別支援教育振興費、補正額267万円及び下から4番目の事業になりますが、中学校費で特別支援教育振興費、補正額267万1千円については、特別支援教育就学奨励費の申請者等の増加に伴い、扶助費を補正するものです。

次に、同じページの中段、上から7番目になります2項小学校費3目維持修繕費、学校施設大規模改修費、補正額2億4千188万2千円、同じページの下から2番目になります3項中学校費3目維持修繕費、学校施設大規模改修費、補正額2億5千664万8千円については、給水や暖房設備の改修工事を行うもので、給水設備では向陵小学校のトイレ改修工事、旭川中学校の改修設計、春光台中学校のトイレ改修工事、暖房設備では、神楽小学校の改修工事、向陵中学校の改修設計、明星中学校の改修工事となっております。

次に、同じページの中段、上から8番目になります2項小学校費3目維持修繕費、学校施設冷房設備整備費、補正額2億2千773万3千円及び一番下の事業になります3項中学校費3目維持修繕費、学校施設冷房設備整備費、補正額7億6千839万5千円については、普通教室及び職員室にエアコンを設置するものであり、小学校については6月末までに設置を完了し、今年の夏からは全ての小学校で使用が可能となります。中学校については令和9年6月末までに設置を完了させ、令和9年の夏には、市内全小中学校のエアコンの使用が可能となる予定です。

次に、同じページの中段、上から9番目になります2項小学校費4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額1億3千966万円、次の31ページの一番上になります3項中学校費4目学校建設費、学校施設大規模改造費、補正額6千755万円については、小中学校ともに壁や窓ガラス、バスケットゴールといった非構造部材の耐震化に係る工事を実施するものです。

次に、30ページに戻ります。中段下から7番目の豊岡小学校増改築費、補正額5千70万円については、旧屋体及び渡り廊下の解体工事を実施するものです。

次に、1つ下になります永山西小学校増改築費、補正額4億円については、グラウンドの整備を実施するものです。

次に、1つ下になります3項中学校費1目学校管理費、管理事務費、補正額4千万円については、

いじめの重大事態に係る損害賠償請求訴訟について、和解に伴い、賠償金を補正するものです。

次に、歳入になります。

補正予算書事項別明細書の17ページを御覧ください。17款国庫支出金のうち3節特別支援教育就学奨励費補助金に267万円、10節学校建築費補助金に3千512万8千円、次のページになります13節学校施設環境改善交付金に4億4千558万9千円を追加し、20ページに移ります23款諸収入のうち、11節保険金収入に2千万円を追加するとともに、21ページに移ります24款市債のうち、1節学校教育施設等整備事業債に16億7千440万円を追加するものです。8ページに戻ります第4表、地方債補正（追加分）の下、変更分の表の一番下になります、学校教育施設等整備事業については、市債の補正に伴い、限度額を27億1千680万円に引き上げようとするものです。

次に、繰越明許費についてです。

5ページに戻ります。第2表、繰越明許費補正（追加分）の10款教育費2項小学校費で、給食施設整備費1千508万8千円、学校施設大規模改修費2億4千188万2千円、学校施設冷房設備整備費2億2千773万3千円、学校施設大規模改造費1億3千966万円、豊岡小学校増改築費5千70万円、永山西小学校増改築費4億円、次の3項中学校費で、学校施設大規模改修費2億5千664万8千円、学校施設冷房設備整備費7億6千839万5千円、学校施設大規模改造費6千755万円については、いずれも国の補正予算などにより前倒して補正する事業であり、繰越明許費として令和8年度に繰越ししようとするものです。

次に、7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加分）について御説明いたします。表の上から9番目になります学校ICT支援業務委託料、限度額1千287万3千円、小学校校務支援ソフトウェア使用料、限度額715万円、中学校校務支援ソフトウェア使用料、限度額357万5千円、中学校冷房設備整備費、限度額1億8千690万7千円、同じページの一番下になります令和8年度分施設維持管理業務等委託料、限度額8億7千573万7千円のうち、学校教育部所管分として6千119万4千円があり、これらは、令和8年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和7年度中に契約を締結するために債務負担行為を設定しようとするものなどがございます。

続きまして、議案第13号、和解について御説明申し上げます。

令和元年に発生したいじめ事案に対し、令和7年2月25日、被害生徒の母親を原告、本市を被告として1億1千564万852円の損害賠償請求があり、旭川地方裁判所の指揮の下、令和7年6月の第1回口頭弁論に始まり、本年1月まで6回の弁論準備手続が行われてまいりました。これまでの手続において、本市はいじめと自殺の因果関係や重大事態としての対処を怠ったことは認められた上で、学校が学級内でのいじめ行為を把握していたことや、いじめ被害から長期間を経た後においても、自殺につながると予見できたことは否認するなど、当時の対応を説明し、本年1月26日、裁判所より和解を勧告されたところであり、和解条項案では、本市に損害賠償債務として7千万円の支払い義務があること、金額は本市の再発防止に向けた取組を原告側も評価し、合意すること、日本スポーツ振興センターの死亡見舞金充当後の4千万円を本市が支払うことなど、7項目が示されています。

今回、この和解に係る議案と併せて補正予算案として賠償金4千万円を計上しており、全国市長

会の学校災害賠償補償保険金を充当した残りの2千万円が一般財源となります。

今後は、議決をいただきましたら、裁判所の指揮の下、3月中の和解成立に向けて手続を進めていくこととなります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○田村社会教育部長** 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の31ページを御覧ください。国の令和7年度補正予算により国庫補助金の交付決定が見込まれますことから、令和8年度に予定しております事業の一部を令和7年度予算に前倒しして補正しようとするものでございます。10款5項1目社会教育総務費、説明欄の上から2番目、文化芸術活動振興費、その2つ下の市民芸術マルシェ（仮称）運営費、その下の優佳良織普及促進事業補助金、32ページになりますが、7目彫刻美術館費、一番上の井上靖記念館管理費、その2つ下、中原悌二郎賞関係費、その下、彫刻美術館事業活動費、旭川彫刻フェスタ開催負担金、野外彫刻管理費の以上8事業で、合計で5千634万4千円となっております。これらは6ページになりますけれども、繰越明許費補正（追加分）にございますとおり、全額、令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

次に、燃料費や光熱水費の高騰に伴い、今年度の予算が不足する見込みのため補正しようとするものでございますが、一旦、31ページに戻っていただきまして、1目社会教育総務費の説明欄、一番上の常磐館管理費、2目公民館費の公民館管理費及び神楽市民交流センター管理費、3目図書館費の図書館管理費、5目市民文化会館費の文化会館管理費、6目大雪クリスタルホール費の大雪クリスタルホール管理費、続いて、32ページになりますが、7目彫刻美術館費の彫刻美術館管理費の7事業、合計1千238万1千円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、基金に関しまして、当初見込みを超えます寄附金がありましたことから、歳入、歳出それぞれ補正しようとするものでございます。歳入につきましては19ページを御覧いただきたいと思いますが、19ページの一番下、20款1項8目教育費寄附金の2節文化芸術振興基金寄附金の補正額281万5千円でありまして、歳出につきましては、また31ページに戻っていただきますが、1目社会教育総務費の上から3番目文化芸術振興基金積立金で、同額を補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為補正（追加分）につきまして御説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。下から5番目とその下、旭川市末広図書館変圧器改修工事費、旭川市東光図書館変圧器改修工事費につきましては、機器の納期や作業の準備期間などを考慮いたしました結果、今年度中に契約を締結する必要がございますことから、令和8年度を期間とし、それぞれ917万円と1千130万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

次に、その下、旭川市科学館ドームシアターコンテンツ上映権賃借料につきましては、プラネタリウムにおきましてドームシアター番組を上映しておりますが、令和8年3月をもって上映権の賃貸借契約が終了となりますことから、4月から新たな番組を導入するため、令和8年度から2か年を期間とし、363万円を限度額とする債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

以上が、社会教育部所管の補正予算の概要でございます。

よろしくお願いたします。

○塩尻委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということでとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について、「旭川市学校教育情報化推進計画(改訂案)」に対する意見提出手続の結果についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について御報告いたします。

令和5年度、市内中学校在籍の男子生徒が受けたいじめ事案について、令和6年2月、不登校重大事態に認定し、学校主体による調査を行い、当該生徒と保護者の同意により調査報告書の概要版を公表するものです。

当該生徒は令和5年1月の下校中、同学年の生徒から雪山に押し倒され10回程度顔を殴られ、また、同年8月、あだ名を付けられ、複数の生徒に広められて以降、不登校になりました。報告書では、いじめ防止対策推進法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、SNSに悪口を投稿されたものも含め5つの行為をいじめと認め、これらが登校への意欲や動機をくじかせ、結果として不登校の要因の一つになっているとしています。

学校の課題については、同様の行為を繰り返した加害生徒に対し、一時的な指導にとどまらず、定期的な面談を通じたソーシャルスキルトレーニングに加え、必要に応じて法務少年支援センターと連携しながら、計画的な指導に当たるべきであったと指摘されています。また、令和5年度からSNSの適切な利用やトラブル防止に向けて、生徒が考える機会を確保してきたものの、文部科学省情報モラル教育ポータルサイトなどを活用し、未然防止の取組を一層推進すべきであったとも指摘されております。

再発防止に向けた今後の学校の取組については、生徒とのコミュニケーションの時間を確保して、課題、予防的生徒指導に努め、いじめの疑いで欠席している場合は、生徒及び保護者へ登校再開に向けた支援策を提示し、欠席が続く際は、オンライン学習での支援を行うなど、全教職員による組織的な対応をより充実させることが示されています。報告書の概要については、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、個人情報の特定などに配慮しつつ作成しており、本市のホームページで6か月間公表する予定です。

当該生徒は、令和6年3月に中学校を卒業し、現在は高校に進学しております。なお、再調査については、保護者から希望しないことを確認しております。

続きまして、報告事項、「旭川市学校教育情報化推進計画(改訂案)」に対する意見提出手続の結果について御報告いたします。お手元に配付しています当計画(改訂案)に対して寄せられた意見と市教委の考え方についての資料を御覧ください。

改訂案については、令和7年11月20日から12月22日の期間で意見提出手続を実施し、3名の方から意見の提出がありました。意見の内容については、改訂案に対しおおむね御賛同をいただいたものであり、今後は必要な手続を経て、今年度末までに改訂を終える予定です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは、学校教育情報化推進計画について、何点か質疑させていただきます。パブコメについてではないんですけども、計画の内容にということで、よろしくお願いします。

この計画は推進計画ですから、基本的にICT機器をどんどん活用していこうという計画だと思います。使おうと思えばこのICT機器、1人1台端末ですね、現在はタブレットですが、あらゆる学習場面で便利に効果的に使えます。ただ、それによって子どもたちにどんな力が身に付いていくのかというのは、よく見極めていく必要があると考えております。

それでは、環境整備の面ではなくて学習指導部分に関わってになります。質問させていただきます。ICT活用場面として、計画の21ページに、一斉学習はこんな感じ、こういうふうに使える、個別学習では、共同学習ではという、具体的な活用方法が記載されておりました。しかし、タブレットなどを使わないほうがいいとされる学習場面、学習内容もあると思うのですが、それらについての記載はありません。使わないほうがいいとされる部分も、全学校で共有する必要があると考えますが、どのように考えているのかお伺いします。

○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長 令和の日本型学校教育においては、小中学校におけるICTを活用した学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が求められております。そのため、本計画においてICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成を目標の一つに掲げ、ICT端末の基本的な操作スキルの育成などに取り組んでいるところでありますが、学習場面の状況によっては、発達の段階を踏まえ、ICT機器を使わず、教員が適宜指導しているところでございます。

○中村みなこ委員 各教員個人に任せられているということです。タブレットを活用するかしないか、統一した基準などではなくて、教員個々の自由となると、例えばですけど、小学校の生活科での校区探検、地域探検などがあると思うんですけど、そういう際にストリートビューで、教室内で済ませてしまうということも、極端な話できてしまいますし、漢字の書く練習、タッチペンで、画面で本当にいいのかと思うんですけども、どんどん使いなさいって言うのだったらそれも可能ですし、でも、先生の中には紙に書くことのほうを重視する方ももちろんいらっしゃって、ばらつくと思うんですよね。そうなったときに子どもたちに、培われる力も異なってきます。それを個人任せでいいのかというのが私の問題意識なんです。活用する際の判断の基準とか注意事項など、この計画のみならず、どこかに明確にしておく必要性について、ぜひ検討してきておきたいと思います。

次に、具体的な取組の一つの項目に、教員のICT活用指導力の向上という項目があって、その中に児童生徒の特性やニーズに応じた活用とあります。そこに実践の好事例を情報提供すると記載がありました。効果的な実践事例は参考になると思うんですが、逆の情報、こういう使い方はふさわしくないとか、注意が必要とか、そういう情報も提供されるべきではと思っております。ある学校の話ですが、特別支援の、感情コントロールとか、ちょっと難しいお子さんがいらっしゃって、タブレットを喜んで使っていたんですけど、逆に手放せなくなってしまったという事例があります。ありとあらゆる手を尽くして、タブレット、インターネットのデトックス作戦を、結構な期間をかけて取り組まなくてはいけなくなって、大変だったという話を聞きました。これは極端な例なのかもしれませんし、まれなことなのかもしませんが、その子の学びや発達にマイナスのアイテムになってしまう場合もあると考えます。そういうときの必要な配慮、そういう事例や対処法なども

ひ記載すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長** スマートフォンやタブレット端末などのICT機器が児童生徒の日常生活に急速に普及している現在、本市としても、児童生徒に対する情報技術についての知識や理解、情報を適切に扱おうとする態度の育成が必要と認識しており、本計画で具体的な取組項目としているところでございます。また、児童生徒が健康に留意し、主体的にICT機器を活用する態度を育むことについても、具体的な取組項目に掲げており、保護者と連携しながら、家庭におけるICT機器の使用ルールづくりを促進してまいります。

**○中村みなこ委員** ルールをつくって望ましい使い方ができることを目指すのは当然ですが、それがスムーズに習得できる子もいれば、そうでない子もいます。身体的な支障、例えば、頭痛とか肩凝りとか、そういう症状を訴える子もいますし、こういう子にはこんな配慮が必要などといった情報の提供もぜひ検討していただきたいと思っております。それらの配慮や、何らかの手だてが必要な子どもたちがどれぐらいいるのか、どういう事例があるのか、それらをまず把握しないまま、どんどん使っていこうだけの計画で本当にいいのかなと感じております。

この計画が進む中で、子どもたちへのICT機器活用の影響、いい面、悪い面を把握して、場合によっては活用を見直す、控えるという選択はないのでしょうか。そういうことも計画には必要と考えますが、見解を伺います。

**○成田学校教育部学務課学校ICT担当課長** 本計画において、健康に留意し、主体的にICT機器を活用する態度を育むこと、また、情報と情報技術を適切に活用するための知識技能や責任を持って適切に情報を扱えるよう情報モラルの育成を取組項目に掲げ、健康面及び知識面において、ICT機器が適切に活用されるよう指導を行っているところでございます。

今後も本計画を推進しながら、実態を把握し、国及び北海道の動向も踏まえつつ、適切に対応してまいります。

**○中村みなこ委員** 適切に対応とありました。この中に活用を控える選択肢も含まれていてほしいなと思っています。日本よりはるかに先進的にICT教育を進めてきた国々が、デジタルからアナログに回帰している中で、文科省の言うままに推進一辺倒でいいのか、目の前の子どもたちに焦点を当てた、子どもたちの実態に即して対応する計画にすべきだということを指摘して、今回は終わりたいと思います。

また別の場で、改めて取り上げさせていただきます。ありがとうございました。

**○塩尻委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○塩尻委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第5次旭川市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見提出手続の結果について、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂案)に対する市民参加手続についての以上3件につきまして、理事者から報告願います。

**○田村社会教育部長** 第5次旭川市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見提出手続の結果につきまして御報告を申し上げます。

配付しております資料、第5次旭川市子ども読書活動推進計画(案)に対して寄せられた御意見

と旭川市教育委員会の考え方を御覧ください。

本計画案につきましては、第4次推進計画期間が今年度で終了いたしますことから、国及び道の第5次計画を踏まえまして、関係団体等の御意見や旭川市教育委員会議での審議を経て、昨年12月19日から本年1月20日までの期間で意見提出手続を実施いたしました。今回いただきました御意見は個人から4件となっております、その内容は学校図書館司書の知識、技術の向上に関するものや、ICTを利用した図書館の情報発信に関わるものなどがあり、計画を進めていく上で参考とする御意見が2件、計画案とおおむね同じとする御意見が2件となっております、各御意見に対する考え方については、資料に記載したとおりでございます。本計画案でお示ししております、全ての子どもがいつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境づくりを掲げた基本理念のほか、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校が互いに連携協力しながら行う読書習慣形成のために必要な取組につきましても、おおむね賛同をいただけたものと考えており、いただいた御意見による計画案の変更はございません。

この結果につきましては、この後、本市ホームページに掲載するほか、市政情報コーナーや各支所、公民館等で資料の供覧を予定してございます。なお、本計画につきましては、3月に開催いたします図書館協議会及び教育委員会議において御審議いただいた後、今年度中に決定する次第でございます。

報告は以上でございます。

続きまして、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等につきまして御報告を申し上げます。この取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料・手数料の所管部局として関係がございますので、使用料・手数料の見直し案に対する市民参加手続等について関係部局を代表し、社会教育部から御報告をいたします。

子育て文教常任委員会が所管いたします使用料・手数料につきましては、児童センター、東旭川学校給食センター、公民館の使用料などがあり、関係する部局は、子育て支援部、学校教育部、社会教育部となります。

それでは、資料の使用料・手数料見直し案に対する市民参加手続等についてを御覧ください。使用料・手数料の見直し案につきましては、11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計188件の御意見をいただきました。

内容につきましては、まず、(1)意見提出手続におきましては、87個人3団体から92件の意見提出がありまして、その内訳は、一個人団体で複数の御意見もあり、延べ数になりますが、料金設定に関するものが81件、算定方法に関するものが13件、施設の稼働率に関するものが12件等となっております。次に、(2)市民説明会等につきましては、全体説明会や個別説明会、附属機関等を合計94回開催し、参加者数は549人で96件の御意見をいただきました。その内訳は、延べ数で料金設定に関するものが31件、算定方法に関するものが16件、減免に関するものが11件等となっております。意見提出手続でいただきました御意見に対する旭川市の考え方は、別紙1のとおり整理しております。

続きまして、別紙2、使用料・手数料の見直し案(修正案)を御覧ください。こちらは市民参加手続での御意見を考慮するなど、当初案から修正するものになりますが、本委員会所管分では別紙2の1枚目、中段にありますけれども、旭山動物園と科学館共通券がございまして、旭山動物園に

おける直近の市民利用の状況等を踏まえ、当初案より減額する修正が行われております。なお、その他の修正につきましては本委員会所管外でありますので、詳細の説明は省略させていただきます。なお、別紙1及び別紙2につきましては今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館等で資料の供覧を予定しております。今回の修正案につきましては、今後、3月下旬までに各部局におきまして、附属機関等への説明報告を必要に応じて行うこととしております。附属機関等からいただいた御意見等も考慮しながら、4月上旬に料金改定の最終案を取りまとめ、6月の第2回定例会に関連議案を提出し、10月から新料金を適用してまいりたいと考えております。

こちらの報告は以上でございます。

続きまして、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続について御報告いたします。この取組につきましても、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設の所管部局として関係がございますので御報告をいたします。

資料の地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する市民参加手続についてを御覧ください。本件は、先ほど御報告いたしました使用料・手数料の見直しと重なる内容もありますことから、併せて取組を進めてきておりまして、こちらも同様に、昨年11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに市民説明会を開催し、合計55件の御意見をいただいたところでございます。内訳につきましては、1の意見提出手続におきまして10名の個人の方から10件の意見提出がありまして、その内訳は、一人で複数意見もあるため延べ12件となっており、地域集会施設に関するものが8件、うち施設運用が3件、料金設定が2件、地域集会施設を含めた公共施設の在り方が3件となっております。

次に、2、市民説明会等につきましては、先ほど報告いたしました使用料・手数料の見直し案における市民説明会等のうち、地域集会施設に関する部分を抜き出して記載しておりますが、全体説明会、個別説明会、附属機関等を合計38回開催し、参加者数は210人で45件の御意見をいただきました。そのうち、地域集会施設に関する御意見は41件であり、料金設定に関するものが11件、稼働率に関するものが5件となっております。

今回の意見提出手続と市民説明会等における施設運用や在り方などの御意見は、今後の施設運営等に生かしてまいります。実施計画（改訂案）につきましては、内容を変更せず進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、意見提出手続における意見と旭川市の考え方は別紙のとおり整理をしております。今月中にホームページで公表するとともに、市政情報コーナーや各支所、公民館で資料の供覧を予定しております。

今後におきましては、附属機関での審議等を経て、令和8年度中に改訂版として策定する予定でございます。

報告は以上です。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○塩尻委員長** なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時43分